

# 「今後の高齢者雇用に関する研究会」開催要綱

## 1. 目的

急速に少子高齢化が進展し、公的年金支給開始年齢（報酬比例部分）の65歳への引上げが開始される平成25年度を目前に控え、意欲と能力のある高齢者が、長年培った知識や経験を活かして働くことができ、生活の安定を図ることができる社会を実現する必要がある。

このため、平成16年の法改正の施行状況も踏まえ、今後の高齢者の雇用・就業機会の確保のための総合的な対策を検討することを目的として、学識経験者の参集を求め、「今後の高齢者雇用に関する研究会」を開催する。

## 2. 検討事項

研究会においては次に掲げる事項を中心として調査・検討を行う。

- (1) 希望者全員の65歳までの雇用確保策
- (2) 年齢に関わりなく働ける環境の整備

## 3. 研究会の運営

- (1) 研究会は、厚生労働省職業安定局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会の議事については、別に研究会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (3) 研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課において行う。

## 4. スケジュール

平成22年11月から平成23年春頃までを目途に随時開催する。